

宇都宮共和大学に対する再評価結果

I 再評価結果

2004（平成 16）年度の大学基準協会による加盟判定審査に際し、貴大学については、本協会正会員としての加盟判定を保留することになり、必ず実現すべき改善事項として「学生の受け入れ」、「情報公開・説明責任」の 2 項目、一層の改善を期待される事項として「教育内容・方法」など 23 項目の改善報告を求めた。今回提出された報告書からは、貴大学が、これらの提言を真摯に受け止め、学部改組、カリキュラム改革等を行なって意欲的に改善に取り組んでいることを確認できた。

しかし、再評価の結果、貴大学は、「学生の受け入れ」に関して、入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率は依然として低い状態にあり、改善状況にあるとはいいがたい。引き続き今後の努力の成果を見極めることが必要であると判断し、現時点では、本協会の大学基準に適合していないと判定する。

II 総 評

2004（平成 16）年度の加盟判定審査の際、本協会では、大学基準に基づき評価を行った結果、貴大学は、ダイヤモンド（知識力、情報力、語学力、企画力の 4 つが総合された「力」）教育の推進、「都市経済人」の育成などを基本的なミッションとし、教職員が一体となって熱心できめ細かい学生指導を行い、講座・講演会を通じた社会貢献に取り組むなど意欲的に教育研究活動を展開しているが、本協会が定めた大学基準のうち、「学生の受け入れ」および「財務」に関し、収容定員に対する在籍学生数比率が著しく低いこと、そのために消費収支が大学部門として経年的に支出超過となっており、早急な対応が求められていると判断した。ただし、宇都宮シティキャンパスの開設など、学生数の確保に向けて努力がはじまったばかりであり、その成果を見極めることが必要であるとも判断した。

貴大学は、これらの課題を認識して、学生の受け入れについて、2003（平成 15）年度より都市経済学部のカリキュラムを拡充した結果、2006（平成 18）年 4 月にシティライフ（都市生活）全体を幅広く捉えて教育研究する「シティライフ学部」に名称を変更し、宇都宮市にサテライトキャンパスとして宇都宮シティキャンパスを開設した。しかしながら、2004（平成 16）年度以降も、入学定員に対する入学者数比率は依然として低い状態にあり、収容定員に対する在籍学生数比率も 2007（平成 19）年度において 0.37 と大学全体で 0.6 を下回っている。在籍学生数に占める割合が多かった留学生は、貴大学の選抜方針の厳格化、入国管理における経済支弁能力にかかわる審査強化、大学間の留学生受け入れ競争の激化等により、入学者が減少した。

中国の海外協定校における留学生選抜体制が整い次第、2008（平成 20）年より中国からの留学生受け入れを再開するとともに、宇都宮シティキャンパスでの留学生教育の受け入れ態勢を拡充して国内在留の留学生の入学定員増加を見込んでいるほか、2010（平成 22）年を目途にシティライフ学科の入学定員を現在の 200 名から 80 名程度に縮減し、宇都宮短期大学の改編を含めて 1 学部 3 学科に拡充することを計画している。現時点では、その成果を見極める必要があり、必ず実現すべき改善事項「学生の受け入れ」について、本協会の大学基準に適合しているとはいえない。

関連して財務については、同一法人内の中学、高等学校、短期大学の蓄積財源により、学校法人としては、安定した財務状況にあるが、大学への入学定員が減少していることから大学部門としては大幅な支出超過が続いている。

情報公開・説明責任については、2006（平成 18）年度より、学内 LAN 及び書面閲覧による財務三表の公開を行うと同時に、ホームページによって財務三表の概要を公開しており改善が認められる。今後も、貴大学に対する的確な理解を得るため、事業内容と符合した解説をつける、図表を取り入れるなどの工夫が求められる。

一層の改善を期待される事項として改善報告を求めた 23 項目については、意欲的に改善に取り組んでいることを確認でき、多くの項目についてその成果も満足すべきものである。ただし、「全人教育」という教育理念と「実学重視」、「自己発見」、「知的センターとしての大学」という大学理念の関係が不明確で、2003（平成 15）年度に改定した学部としての目標「都市のリーダー」の定着を求めていた「理念・目的」については、2006（平成 18）年 4 月における大学・学部名称の変更に併せて、理念・目的・目標の見直しを行なったが、「シティライフ学部」という広範な分野を含んだ学部へ改称したため、「都市リーダー」という人材養成の概念とカリキュラム内容があいまいになっている。

また、「教育内容・方法」に関し、社会人入学者が少なく昼夜開講制が機能していなかった点については、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会との推薦協定に基づき社会人学生の募集に努めているものの受験生の減少は続いており、昼夜開講制も社会人学生の確保も改善がみられない。

「図書・電子媒体等」については、資料選定について 3 つの組織的な方針をたて推進しているが、宇都宮キャンパスでのゼミ等の開講増加にあわせて、両キャンパス図書館の収蔵書籍数のバランスを配慮することが望まれる。

なお、教学審議会の規程整備状況については、今回の報告書からは確認できなかった。

以 上

「宇都宮共和大学に対する再評価結果」について

貴大学より2004（平成16）年1月15日付文書にて、2004（平成16）年度の加盟判定審査ならびに認証評価について申請され、本協会の定める大学基準に適合しているか否かの判断を保留することとしました件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、2007（平成19）年6月末までに、「必ず実現すべき改善事項」、「一層の改善が期待される事項」などで構成される「大学に対する提言」を踏まえた改善結果を報告するよう要請し、提出された改善報告書に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、再評価結果を作成しました。評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

なお、「再評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(1) 「再評価結果」の構成

貴大学に提示する「再評価結果」は、「Ⅰ 再評価結果」、「Ⅱ 総評」で構成されています。

「Ⅰ 再評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記し、「Ⅱ 総評」には、貴大学に付した提言の改善状況等を示しました。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、意見申立の手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。